

沿岸漁業改善資金のてびき

令和5年

石川県農林水産課水産課
石川県水産総合センター

I 沿岸漁業改善資金制度について	3
1. 資金の目的	3
2. 貸付の条件	3
(1) 対象者	3
(2) 連帯債務者	4
(3) 連帯保証人	4
(4) その他	5
3. 資金の位置付けについて	6
4. 資金の内容	7
5. 事務処理の流れ	7
(1) 貸付の申請	7
(2) 貸付決定から貸付実行まで	7
(3) 貸付金の使用の完了期限	8
(4) 事業実施報告書等の提出	8
(5) 貸付金の償還	8
6. その他	9
経営等改善資金	11
生活改善資金	13
青年漁業者等養成確保資金	14
資金使途等一覧	15
添付様式	19

Ⅱ 石川県沿岸漁業改善資金貸付規則	26
第1条（貸付け）	26
第2条（貸付対象）	26
第3条（貸付金の種類、限度額）	26
第4条（貸付金の利率及び償還期間等）	27
第5条（償還方法）	27
第6条（保証人）	27
第7条（貸付けの申請）	27
第8条（貸付けの決定）	27
第9条（借用証書の提出）	28
第10条（貸付金の使用の完了期限及び事業実施報告書等の提出）	28
第11条（支払猶予の申請）	28
第12条（支払猶予の決定）	28
別表第1	29
別表第2	37
別記様式第1号（貸付申請書）	38
別記様式第2号（事業計画書）	40
別紙（収支計画）	61
別記様式第3号（借用証書）	62
別記様式第4号（実施報告書）	64
別記様式第5号（研修終了報告書）	66
別記様式第6号（支払猶予申請書）	67

沿岸漁業改善資金制度について

1. 資金の目的

国際的な漁業規制の強化により遠洋・沖合漁業は停滞を余儀なくされ、国民への水産物の安定供給を確保するため、沿岸漁業の役割はますます重要となっています。

しかしながら、沿岸漁業の現況をみると、家族経営を中心とする零細多数の漁家により担われているため、

- ・ 自力による新しい生産技術や生産方式の導入が困難である
 - ・ 小型漁船による海上作業には危険も多い
 - ・ 漁家及び漁村の生活環境は都市に比べて立ち遅れている
 - ・ 青年漁業者等、将来の生産の担い手の確保が困難となってきたりしている
- 等厳しい状況にあります。

これらのことが沿岸漁業の経営の健全な発展、漁業生産力の増大及び沿岸漁業の従事者の福祉の向上を図る上で大きな制約条件となっていることから、本資金では沿岸漁業者等に対し無利子の資金の貸付を行うことで沿岸漁業者が自主的にその経営及び生活を改善していくことを積極的に助長することを目的としています。

2. 貸付の条件

(1) 対象者

貸付の対象者は次のいずれかに該当する者とします。

- ・ 沿岸漁業に従事する者
- ・ 沿岸漁業に従事する者で組織される団体
- ・ 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者が 20 人以下であるもの
- ・ 認定中小企業者
- ・ 促進事業者

※ 本制度における沿岸漁業とは、①原則として 20 トン未満の漁船を使用して営む漁船漁業、②定置網漁業、③養殖漁業、をいいます。

※ 沿岸漁業に従事する者で組織される団体であって法人格のない団体の場合、石川県沿岸漁業改善資金貸付規則（以下、「貸付規則」という。）第 2 条第 2 項（P27 参照）の条件を満たすものでなければいけません。

- ※ 沿岸漁業に従事する者とは、沿岸漁業を営む個人及び沿岸漁業の労働に従事する者をいい、他業種を兼業する者も含まれます。
- ※ 遊漁船業・釣宿等の経営を主とする者は借受対象者になりません。
- ※ 借受人が申請時に漁業経営維持安定資金の貸付を受けているときは、当該資金の貸付は行いません。
- ※ 借受人が沿岸漁業者経営改善促進グループ等（中核的漁業者協業体を含む。）のときはその代表者が借受人となります。
- ※ 認定中小企業者とは、農商工連携促進法（第 14 条第 1 項前段）に規定するものをいいます。
- ※ 促進事業者とは、六次産業化法（第 11 条第 1 項前段）に規定するものをいいます。
- ※ 認定中小企業者と促進事業者は経営等改善資金のみ貸付となります。
なお、資金内容によっては異なる要件を課しているものもありますので、詳しくは資金種類ごとの項目を参照してください。

（2）連帯債務者

- ① 借受人が申請時に満 60 歳以上であるときは連帯債務者が 1 名以上必要です。
- ② 連帯債務者は申請時に満 60 歳未満で収入があることが条件となります。
- ③ 借受人が沿岸漁業者経営改善促進グループ等のときは、その構成員全員を連帯債務者（60 歳以上も含む）とすることが必要です。

（3）連帯保証人

- ① 当該資金では人的保証により債権の保全を図っています。貸付に際して必要となる連帯保証人の徴求基準は下記のとおり、借受人の別、もしくは貸付金額によって異なります。ただし、借受者の財務状況等によっては連帯保証人等の追加もあります。

借受人	主債務者	連帯保証人
個人	本人	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付総額が300万円以下の場合 → 生計を異にする者1人以上 ・ 貸付総額が300万円を超え、1,000万円以下の場合 → 生計を異にする者2人以上
沿岸漁業者経営改善促進グループ等	代表者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付総額が1,000万円を超える場合 → 生計を異にする者3人以上
法人	法人	役員全員

② 連帯保証人は連帯債務者と同じく、申請時に満 60 歳未満で収入があることが条件となります。

③ 貸付総額が 1,000 万円を超える場合は連帯保証人全員の所得証明書等（所得が証明できるもの）の添付が必要となります。

（4）その他

貸付金額は 1 万円単位とします。

3. 資金の位置付けについて

公的資金としては、他にも漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金等があります。これらの資金と沿岸漁業改善資金とは主に以下のように区分されます。

	沿岸漁業改善資金	漁業近代化資金 日本政策金融公庫資金
利子	なし	あり
資金の用途	<ul style="list-style-type: none"> ・ 機関、機器類の取得 研修経費、青年漁業者の経営開始 等 ・ 経営等改善資金の一部は、 (社) 海洋水産システム協会が 型式認定した機種又は知事が適 当と認めるものに限る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁船の取得・建造、 施設、機器類 等 ・ 対象機器等に個別の 制限がない。
貸付限度額	<p>100～25,000千円 (ただし、沿岸漁業者経営改善促 進グループ等が漁業経営開始資金 を借りる場合は50,000千円)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業近代化資金の場合 90,000 (20トン未満漁船)～1,200,000千円 (漁協 の共同利用施設)
償還限度期間	<p>2～10年 (認定中小企業者及び促進事業 者の場合は2～12年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業近代化資金の場合5 ～15年
その他	中古の機器類は原則不可	中古の機器類も可

4. 資金の内容（詳しくは資金種類ごとの項目を参照してください）

資金は大きく3種類に分けられています。

① 経営等改善資金

- ・近代的な漁業技術の導入に必要な機器等の設置資金
- ・漁ろうの安全確保又は漁具の損壊防止のための施設の導入資金

② 生活改善資金

- ・沿岸漁業従事者の生活の改善を促進するための合理的な生活方式の導入資金
- ・女性又は高齢者が生産活動を行うのに必要な機器等の設置資金

③ 青年漁業者等養成確保資金

- ・16歳以上50歳未満の者が研修を受けるのに必要な資金
- ・16歳以上40歳未満の者が沿岸漁業の経営を開始するのに必要な資金

5. 事務処理の流れ

(1) 貸付の申請

貸付は年に4回行われます（6,9,12,3月各25日）。

貸付を希望される方は県漁業協同組合各支所にて申請書等に必要事項を書き込み、貸付の2ヶ月前までに水産総合センターへ提出してください。

県漁業協同組合各支所では、申請内容、申請者及び連帯保証人等の財産や操業の状況等について審査を行い、貸付に係る意見書を作成することになります。

申請書が受理されると水産課より申請書に記載された連帯保証人等のもとへ債務保証確認書が送付されますので、連帯保証人等は住所・氏名・生年月日を自書し、実印を押印のうえ、指定された期日までに水産課まで返送してください。

(2) 貸付決定から貸付実行まで

貸付が決定した申請者へは貸付決定通知、借用証書及び貸付請求書が送付されます。借受が決定した者はこれらの書類に必要事項を記入のうえ、申請者本人と連帯保証人等の印鑑登録証明書を添えて、貸付決定通知書に記載されている提出期限までに信用漁業協同組合連合会へ提出してください。資金は信用漁業協同組合連合会をとおして指定の口座へ振

り込まれます。

(3) 貸付金の使用の完了期限

貸付金の使用の完了期限は貸付金の交付後 3 ヶ月（漁業経営開始資金にあつては 6 ヶ月）以内です。

当該期間内に借受に係る事業の完了が著しく困難な場合は知事の承認を受けてその期間を延長することができますので、水産課までお問い合わせください。

(4) 事業実施報告書等の提出

借受者は貸付金の使用完了後 20 日以内に事業実施報告書を水産総合センターまで提出してください。事業実施報告書の添付書類は以下のとおりです。

- ① 品目を列記した請求書・領収書（写し）
- ② 貸付対象機器等の設置（工事）完了写真（設置又は工事が完了した機器等の全体が確認できる写真及び型式認定対象機器類は型式認定証の表示が確認できる写真）

なお、研修教育資金にあつては、研修報告書をもって事業実施報告書に代えるものとします。

※ 事業実施報告書等の提出後、水産総合センターが現地にて、貸付事業の達成状況について確認を行います。

(5) 貸付金の償還

① 償還の方法

貸付金の償還には、約定償還、繰上償還及び期限前償還の方法があります。

約定償還 …借用証書に定められた償還方法により（資金種類ごとの償還期間の範囲内で均等年賦支払による）償還されるもの。償還は年に 3 回行われ、6 月に貸付を受けた者は 6 月、9 月に貸付を受けた者は 9 月、12 月と 3 月に貸付を受けた者は 12 月の各 20 日に償還します。

繰上償還 …借受者に資金的余裕が生じたこと等により、借受者の意思によって支払期日前に自発的に貸付金の全部又は一部が償還されるもの。

期限前償還 …借受者が貸付金を貸付けた目的以外の目的に使用したとき、その他の正当な理由がなくて貸付の条件に違反したとき等に、県が支払期日前に強制的に貸付金の全部又は一部の償還を請求し、これに基づいて償還されるもの。

貸付金の償還に際しては県から納入通知書が郵送されますので、指定期日までに指定の口座へ償還金を振り込んでください。

なお、約定償還又は期限前償還において指定期日に償還金の支払いがなかった場合は、当該期日の翌日から支払の日までの期間について、支払うべき金額に対し年 12.25 パーセントの割合で計算した違約金を支払っていただきます。

償還された償還金は、県の貸付事業計画に沿って、再び他の沿岸漁業従事者等に貸し付けられます。

② 支払の猶予

災害、借受者本人若しくは借受者と住居及び生計を一にする親族の死亡・疾病・負傷により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合には、償還金の支払いを猶予することができます。

償還金の支払いの猶予を受けようとする者は、支払猶予申請書に前述の猶予理由を証明する書類を添えて、償還期限の 30 日前までに水産総合センターへ提出してください。

県は支払を猶予することに決定したときはその旨及び変更後の償還方法その他必要な事項を記載した通知書を、支払を猶予しないことに決定したときはその旨を記載した通知書を申請者に交付します。

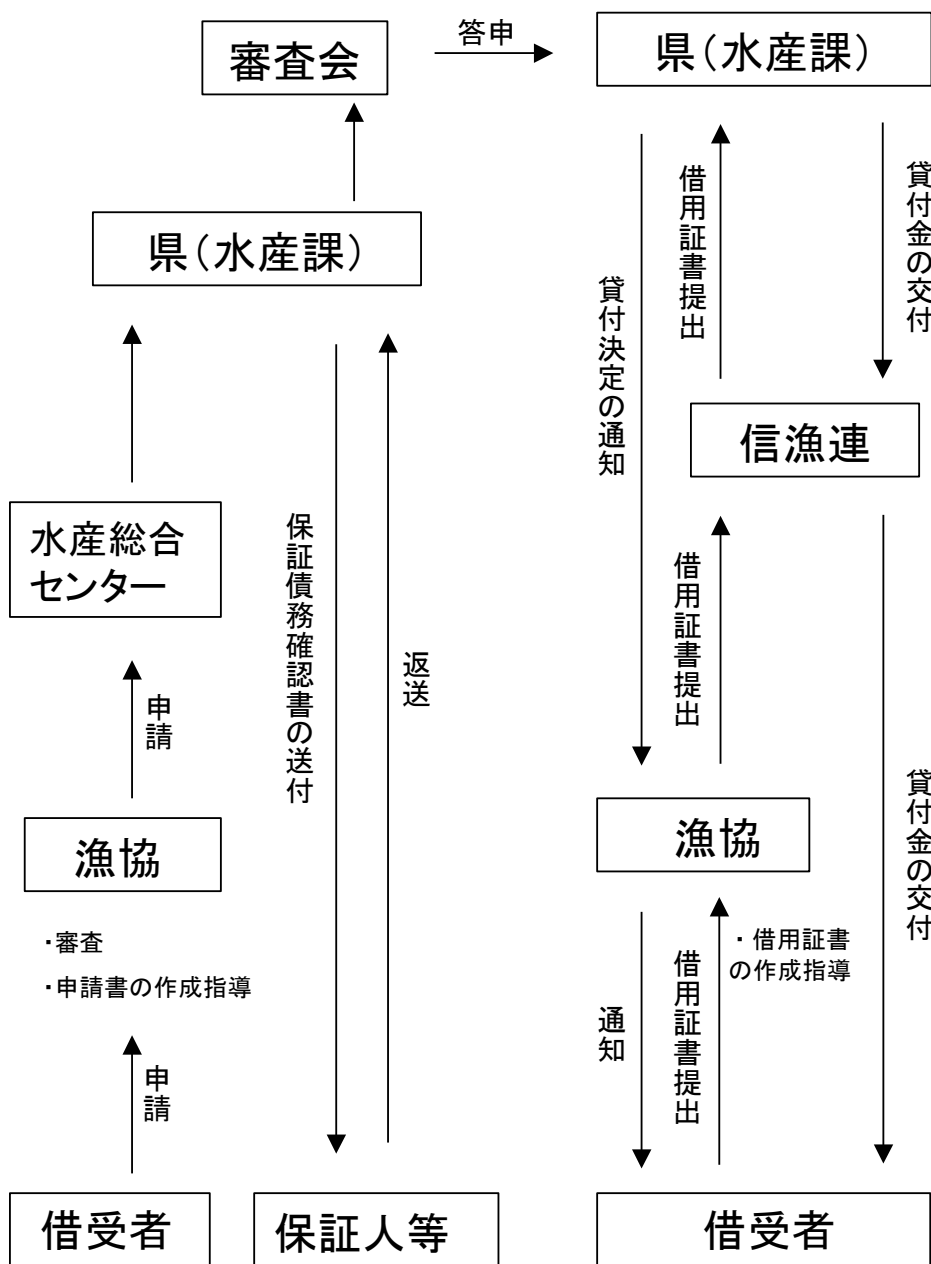
6. その他

本項では沿岸漁業改善資金の基本的な事項及び貸付規則等で明確に規定されていない事項について記述しました。本項で記載された内容の他にも、貸付規則別表第 1 (P29～36 参照) の中で出てくる「農林水産大臣が定める基準」等、本項で扱われていない規定もありますが、内容が煩雑になるため本項ではあえて記載しませんでした。詳しくは水産課もしくは水産総合センターまでおたずねください。

沿岸漁業改善資金の借受申請から貸付金の交付まで

《借受申請～貸付審査》

《貸付決定～貸付金交付》



経営等改善資金

資金の目的

近代的な漁業技術の導入や漁ろうの安全確保又は漁具の損壊防止に必要な施設を導入するための資金を融資し、沿岸漁業の経営又は操業状態の改善を促進することを目的としています。

資金の使途

機関・機器類の設置・取得

※「資金使途等一覧」(P15～17)及び「貸付規則別表」(P30～34)を参照してください。

借受者の資格

- ・ 沿岸漁業に従事する者
- ・ 沿岸漁業に従事する者で組織される団体
- ・ 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者が20人以下であるもの
- ・ 認定中小企業者
- ・ 促進事業者

※沿岸漁業に従事する者で組織される団体にあつて法人格のない団体の場合、貸付規則第2条第2項の条件を満たすもの

貸付条件

- ・ 貸付対象となる機器・施設等について、中古の貸付は行いません。なお、漁船用環境高度対応機関については、一定の基準を満たす場合中古機関の貸付対象となります。
- ・ 借受人は動力漁船登録票上の所有者でなければなりません。
- ・ 他の制度資金で漁船を建造、取得又は機器類を購入した者で、その際に貸付規則別表第1(P29～33参照)に掲げる経営等改善資金のうち1～4号及び8～11号に係る機器類を新設した者にあつては、その建造等の融資を受けた年度及びその融資日から1年間は、この資金の当該機器類に係る貸付は行いません。
- ・ 本資金では同じ貸付内容での2回目以降の貸付は原則として行いませんが、特に必要とする場合は取り替えようとする機器等の性能の違い等(燃油消費量、大気汚染物質の放出低減等)が明確に記された書類(形式は自由)を申請書に添付してください。なお、原則として同じ貸付内容に残高が残っている者は貸付の対象になりません。
- ・ 漁船用環境高度対応機関または動力取出装置付き推進機関の貸付は、現有機関が5年以上経過したものに限りません。
- ・ 漁船用環境高度対応機関の導入にあつて取付対象漁船の船齢が20年を超える場合は、造船所等の適当な機関が発行する償還期限を越える期間の耐用証明書を添付してください。
- ・ 漁船用環境高度対応機関については、機関本体のほか、プロペラ、プロペラシャフト及び付属品が含まれますので留意してください。

必要書類

1. 申請

- ① 貸付申請書 : 貸付規則別記様式第 1 号 (P 38,39 参照)
- ② 事業計画書 : 貸付規則別記様式第 2 号、その 1~4 のうち各資金種類に対応したもの (P 40~46 参照)
- ③ 収支計画 : 貸付規則別記様式第 2 号別紙 (P 60 参照)
- ④ 償還計画 : (P 19 参照)
- ④ 貸付調査票 : (P 20,21 参照)
- ⑤ 財産概況 : (P 22 参照)
- ⑥ 所得証明書等 : 所得が証明できるもの (なお、貸付総額が 1,000 万円を超える場合は、連帯保証人全員の所得証明書等も必要です。)
- ⑦ 貸付に係る意見書 : 漁業協同組合支所で作成してください (P 23 参照)。
- ⑧ 動力漁船登録票 (写し)
- ⑨ 船舶耐用証明書 : 漁船用環境高度対応機関の導入にあつて取付対象漁船の船齢が 20 年を超える場合のみ
- ⑩ 普通損害保険証券(写し)または普通損害保険引受通知書 (写し)
- ⑪ 品目を列記した見積書
- ⑫ カタログ

2. 貸付決定後

- ① 借用証書 : 貸付規則別記様式第 3 号 (P 61,62 参照)
- ② 印鑑登録証明書
- ③ 貸付請求書 : (P 25 参照)

3. 貸付実行後

- ① 事業実施報告書 : 貸付規則別記様式第 4 号 (P 63,64 参照)
- ② ①の裏付けとなる請求書 (写し) 及び領収書 (写し)
- ③ 貸付対象機器等の設置 (工事) 完了写真 (船名が確認できる写真、設置又は工事が完了した機器等の全体が確認できる写真及び型式認定対象機器類は型式認定証の表示が確認できる写真)

4. その他

- 債務保証確認書 : 申請書が受理された時点で、水産課から連帯保証人等のもとへ郵送されます (P 24 参照)。
- 交付前着工届 : 資金の交付前に工事を着工するときに必要です (P 26 参照)。
- 支払猶予申請書 : 償還金の支払いの猶予を受けるときに必要です。貸付規則別記様式第 6 号 (P 66 参照)

* 必要書類の記入にあたって不明な点がございましたら水産総合センターまでお気軽にお問い合わせください。

生活改善資金

資金の目的

漁家の生活環境は都市等と比べて立ち遅れている状況にあり、このことが後継者難等の一因ともなり、ひいては労働力不足とも関連して主婦等の労働過重といった問題を生じています。

生活改善資金では、合理的な生活方式の導入や住居の利用方式の改善に必要な資金を融資し、沿岸漁業者の自主的な生活の改善を促進することを目的としています。

また、女性又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものが共同して行う水産動植物の採捕、養殖、加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器を使用して行う当該生産活動に必要な資金を融資し、これらのものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図ることを目的としています。

資金の使途

住居の改良、水産加工機器の取得等

※「資金使途等一覧」(P18)及び「貸付規則別表」(P34)を参照してください。

借入者の資格

1. 生活合理化資金及び住居利用方式改善資金

沿岸漁業に従事する者のうち、特定地域振興関連法の指定地域に住所を有する者

2. 女性・高齢者活動資金

女性又は高齢者であって、沿岸漁業に従事する者又はその家族の組織する団体

貸付条件

・貸付対象となる全ての機器・施設等について、中古の貸付は行いません。

必要書類

経営等改善資金の必要書類(P12参照)に準じる。

※「1. 申請」の「②事業計画書」は貸付規則別記様式第2号、その5.6のうち資金種類に対応したものを使用してください(P47~49参照)。

青年漁業者等養成確保資金

資金の目的

最近における沿岸漁業の従事者の確保難にかんがみ、沿岸漁業の今後の健全な発展を図るため、沿岸漁業の従事者たる青少年又は漁業労働に従事する者が、近代的な沿岸漁業の経営を担当する者又は漁業技術に従事する者にふさわしい者となるために必要な経営方法又は技術を実地に習得することを助長しようとするものです。

資金の使途

研修経費、青年漁業者の経営開始

※「資金使途等一覧」(P18)及び「貸付規則別紙」(P35)を参照してください。

借入者の資格

1. 研修教育資金

- ① 青年漁業者(16歳以上40歳未満の者に限る。以下同じ。)
- ② 沿岸漁業労働従事者(16歳以上50歳未満の者に限る。)その他の漁業を担うべき者及び沿岸漁業労働従事者を使用して沿岸漁業の経営を行う者

2. 高度経営技術習得資金及び漁業経営開始資金

青年漁業者及びその組織する団体

貸付条件

・高度経営技術習得資金において貸付対象となる全ての機器について、中古の貸付は行いません。ただし、漁業経営開始資金については、中古の貸付も行います。

必要書類

経営等改善資金の必要書類(P12参照)に準じる。

※「1. 申請」の「②事業計画書」は貸付規則別記様式第2号、その7~12のうち資金種類に対応したものを使用してください(P510~59参照)。

※研修教育資金にあつては、「3. 貸付実行後」の「①事業実施報告書」は貸付規則別記様式第5号、研修終了報告書(P65参照)をもって事業実施報告書に代えるものとします。従つて、「② ①の裏付けとなる請求書(写し)及び領収書(写し)」は不要となります。

資金使途等一覧

経営等改善資金

資金の種類	資金の内容	貸付限度額		償還期間等
操船作業省力化機器等設置資金	自動操舵装置	1台	100万円	万円 500 7年以内 (1年以内) 認定中小企業者, 促進事業者は9年以内 (3年以内)
	遠隔操縦装置	1台	50	
	レーダー	1台	180	
	自動航跡記録装置	1台	120	
	G P S 受信機	1台	130	
	サイドスラスター	1台	400	
漁ろう作業省力化機器等設置金	動力式つり機	1件	500	500 7年以内 (1年以内) 認定中小企業者, 促進事業者は9年以内 (3年以内)
	ラインホーラー等の揚縄機	1台	120	
	ネットホーラー等の揚網機	1台	120	
	漁業用ソナー	1台	500	
	カラー魚群探知機	1台	150	
	海水冷却装置	1台	180	
	巻取りウインチ	1台	500	
	放電式集魚灯	1セット	200	
	漁業用クレーン	1台	400	
	海水殺菌装置	1台	300	
	漁獲物等処理装置	1台	500	
	潮流計	1台	500	
補機関等駆動機器等設置資金	補機関(動力取り出し装置付き 推進機関を含む)	1台	400	500 7年以内 (1年以内) 認定中小企業者, 促進事業者は9年以内 (3年以内)
	油圧装置	1台	500	
燃料油消費節減機器等設置資金	漁船用環境高度対応機関	1台	2400	2500 7年以内 (1年以内) 認定中小企業者, 促進事業者は9年以内 (3年以内)
	定速装置	1台	120	
	発光ダイオード式集魚灯	1セット	800	
新養殖技術導入資金	養殖施設、種苗、餌料	1件	400	4年以内 (2年以内) 認定中小企業者, 促進事業者は5年以内 (3年以内)

資金の種類	資金の内容	貸付限度額	償還期間等
資源管理型漁業推進資金	<p>(1) 水産資源の管理に関する取決めにに基づき、資源管理措置を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>(2) (1) と併せて行う</p> <p>イ 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用</p> <p>ロ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活漁装置、蓄養施設等又は加工のための施設の設置費用</p>	1,200	10年以内 (3年以内) 認定中小企業者、促進事業者は12年以内 (5年以内)
環境対応型養殖業推進資金	<p>イ 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用</p> <p>ロ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっき装置等の設置費用</p> <p>ハ イ又はロに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用</p>	2,000 (漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあたっては1,200)	10年以内 (3年以内) 認定中小企業者、促進事業者は12年以内 (5年以内)

資金の種類	資金の内容	貸付限度額		償還期間等	
乗組員安全機器等設置資金	転落防止用手すり	1件	50	150	5年以内 (1年以内)
	安全カバー装置	1件	50		
	揚網機安全装置	1件	40		
救命消防設備購入資金	救命胴衣	1件	10	130	2年以内
	消火器	1件	10		
	イーパブ	1件	60		5年以内
	レーダートランスポンダ	1件	65		
	小型漁船緊急連絡装置	1件	130		
漁船転覆防止機器等設置資金	漁獲物の横異動防止装置	1件	30	150	5年以内 (1年以内)
	甲板下の魚槽(廃止した甲板上の魚槽に代えて設置するもの)	1件	100		
漁船衝突防止機器等購入等資金	レーダー反射器	1件	40	120	5年以内
	無線電話	1件	40		
漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識(灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ)	1人 団体, 会社	70 130	130	5年以内
生ガキ殺菌装置設置資金	生ガキ殺菌装置	1台	100	100	5年以内 (1年以内)
カキ貝がら破碎装置購入資金	カキ貝がら破碎装置	1台	40	40	5年以内 (1年以内)

生活改善資金

資金の種類	資金の内容	貸付限度額		償還期間等	
生活合理化設備資金	し尿浄化装置	1件	30	30	} 3年以内
	改良便所	1件	30	30	
	自家用給排水装置	1件	10	10	} 2年以内
	太陽熱利用温水装置	1件	10	10	
住居利用方式改善資金	居室（居間、寝室等）	1件	80	} 80	7年以内
	炊事施設（炊事場、食事室等）	1件	80		
	衛生施設（浴室、便所等）	1件	80		
	家事室等（家事室、土間等）	1件	80		
女性・高齢者活動資金	機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）	団体	80	} 80	3年以内
	機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗、餌料、加工用原材料、資材等）	団体	80		

青年漁業者等養成確保資金

資金の種類	資金の内容	貸付限度額		償還期間等
研修教育資金	国内研修（旅費、教材費、授業料、視察費等）	1人	180	5年以内 (1年以内)
	国外研修（旅費、教材費、授業料、視察費等）	1人	100	
高度経営技術習得資金	パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置及び関連機器	1人	150	5年以内
漁業経営開始資金	漁船、機器、施設、漁具、種苗、餌料等	1人	2,000 (ただし、沿岸漁業者経営改善促進グループ等の場合は5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあつては800万円)	10年以内 (3年以内)

様式（貸付規則に規定されていないもの）

償還計画

		最近1年 (年度)	今後の予想		
			年度	年度	年度
沿岸漁業改善資金償還金(G)		千円	千円	千円	千円
償還財源	漁業部門差引損益(C)				
	経常損益(F)				
漁業部門減価償却費(H)					
差引余裕金(C+H-G)					
差引余裕金(F+H+G)					

(別紙様式 1)

沿岸漁業改善資金貸付調査票

住所				電話番号	
氏名			年齢	歳	生年月日
組合員資格		加入年月日			所属漁協
借入希望資金					
資金の種類					
事業量					
金額	借入金		千円	事業費	
借入希望理由					
その他の借入金残高					
沿岸漁業改善資金	千円	経営安定化資金	千円	その他	千円
漁業近代化資金	千円	信連P	千円		
農林公庫資金	千円	一般金融機関資金	千円	合計	千円
年間返済額			千円		
・その他借り入れ残高の内容を記入してください。					
資金名	借入年月日	当初借入元金	内容	備考	
漁業概要					
(1) 漁業形態					
漁業種類			操業期間		
			月～	月	
			月～	月	
			月～	月	
			月～	月	
			月～	月	
(2) 所有漁船					
船名			登録番号		
漁船トン数			トン	進水年月日	
登録馬力数 :					
メーカー名・機関種類					型式
漁業許可等					

水揚高と年間収支					
直近3年間の水揚高 (千円)		年間収支 (千円)			
令和	年	区分	漁業	@漁業外	計
令和	年	収 支 (A)			
令和	年	支 出 (B)			
		所得 A-B= (C)			
		減価償却費 (D)			
		家計費、税金 (E)			
		純利益 C+D-E			
家族構成(同居者のみ)					
氏名	続柄	生年月日	職業・勤務先	税込み年収(円)	備考
@ 漁業外収入の内容を記入してください。					
職業名	収入(千円)	期間	備考		
		月～ 月			
		月～ 月			
		月～ 月			
		月～ 月			
連帯保証人等の年齢					
氏名	保証種類	年齢	生年月日		
	連帯債務者				
	連帯債務者				
	連帯債務者				
	連帯保証人				
	連帯保証人				
	連帯保証人				
	連帯保証人				
	連帯保証人				

財産概況

(年 月 日現在)

科目		金額 (円)	概要
資産の部	流動資産	現金	
		預金	
		その他	
		計	
	固定資産	機器・資材	
		船舶	
		土地	
		建物	
		外部出資	
		その他	
	計		
合計 (A)			
負債の部	流動負債	短期借入金	
		その他	
		計	
	固定負債	長期借入金	
		その他	
		計	
	合計 (B)		
差引純財産 (A) - (B)			

石川県沿岸漁業改善資金の貸付に係る意見書

令和 年 月 日

石川県水産総合センター所長 殿

組 合 名
支所運営委員長

令和 年度石川県沿岸漁業改善資金の貸付を申請している下記の者につき、次のとおり組合の意見を付けます。

記

1. 申 請 者

住 所

氏 名

2. 申請者及び連帯保証人の資産、信用の状況

(十分 不十分(理由))

3. 償還の見通し

(十分 不十分(理由))

4. 貸付の適否

(十分 不十分(理由))

5. その他の意見

債 務 保 証 確 認 書

このたび石川県は、令和 年 月 日に 様に対して沿岸漁業改善資金（ ）として、金 円也の貸付を行いました。

本件に対し、あなたが連帯保証人として参加されておりますので、念のためご意向を確認させていただきます。

ついては、令和 年 月 日までに下記保証承認について返信を賜りたくご通知申しあげます。

なお、承認は自署のうえ実印にて押捺願いたく申し添えます。

令和 年 月 日

石川県農林水産部水産課

様

----- <キリトリ> -----

保 証 承 認 に つ い て

令和 年 月 日付文書にて通知のありました、 様による借入金 円にかかる連帯保証の件、私の意思によるものに相違ありません。

令和 年 月 日

住所

氏名

印
(実印)

電話番号 () ー

(自署のこと)

石川県農林水産部水産課 宛

令和 年度石川県沿岸漁業改善資金貸付請求書

令和 年 月 日

石 川 県 知 事 殿

住 所

氏名又は名称

印

令和 年 月 日付水第 号で貸付決定通知があった貸付金として下記金額を貸付されるよう請求します。

¥ _____

口座振替先

金融機関名

口座番号 普

別

沿岸漁業改善資金交付前着工届

令和 年 月 日

石川県知事 殿

郵便番号 電話番号
住 所
氏名又は名称
及び代表者名

年 月 日付け水第 号にて貸付決定された本資金による事業の着工は、資金の交付を受けてから行うことは重々承知しているところではありますが、その必要性から下記事業について、当方の責任の下、資金の交付前に着工いたしたいのでお届けします。

記

1. 事業内容

資金名	資金の種類	貸付決定番号	貸付決定された 事業費及び資金額		
			事業量	事業費 千円	資金額 千円

2. 着工予定日

年 月 日

3. 資金交付前着工を必要とする理由

石川県沿岸漁業改善資金貸付規則

(貸付け)

第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）、沿岸漁業改善資金助成法施行令（昭和54年政令第124号）、沿岸漁業改善資金助成法施行規則（昭和54年農林水産省令第22号）及びこの規則の定めるところにより、沿岸漁業従事者等に対し、法第2条に規定する経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付けるものとする。

(貸付対象)

第2条 沿岸漁業改善資金の貸付けは、次に掲げるもののうち沿岸漁業改善資金の種類ごとに、当該沿岸漁業改善資金の種類に属する資金の貸付けに係る事業を適正に実施することが見込まれるものとして知事が定める基準に適合するものに対して行うものとする。

- (1) 沿岸漁業の従事者たる個人
- (2) 前号に掲げる者の組織する団体
- (3) 沿岸漁業を営む会社で、その常時使用する従業者の数が20人以下であるもの
- (4) 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号)

第14条第1項前段に規定する認定中小企業者

(5) 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成22年法律第67号）第11条第1項前段に規定する促進事業者

2 前項第2号に掲げるもののうち、法人格のない団体にあつては、次に掲げる条件を併せ有するものでなければならない。

(1) 沿岸漁業生産又は漁業技術の改善等を共同して、又は集団的に行うことを目的として組織された団体であつて、実体的活動を現に行っているもの（別表第1（第4条の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。同条を除き、以下同じ。）に規定する女性・高齢者活動資金及び漁業経営開始資金にあつては、実体的活動を近い将来において行うことが確実であるものを含む。）であること。

(2) その規模、内容等が水産総合センター等による普及指導の対象として適当であると認められるものであること。

(3) 目的、名称、事務所、資産、代表者及び総会に関して定めた規程を有するものであること。

(貸付金の種類、限度等)

第3条 沿岸漁業改善資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容は、別表第1の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとし、一の貸付対象者に係るその資金の貸付金（以下「貸付金」という。）の限度額は、同表の第2欄に掲げる当該資金の種類に応じ、同表の第4欄に掲げるとおりとする。

2 一の貸付対象者に係る貸付金の合計額の限度額は、2,800万円（漁業経営改善のための意欲的な取組を行おうとする者として水産庁長官が定めるもの（以下「沿岸漁業者経営改善促進グループ等」という。）の場合にあつては5,000万円）とする。ただし、知事が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(貸付金の利率及び償還期間等)

第4条 貸付金は、無利子とし、その償還期間等は別表第1の第2欄に掲げる資金の種類に応じ、同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(貸付金の償還期間等の特例)

第4条の2 第2条第1項第4号に掲げる者に対する別表第1の規定の適用については、別表第1の2の上欄に掲げる別表第1の規定中別表第1の2の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

2 第2条第1項第5号に掲げる者に対する別表第1の規定の適用については、別表第1の3の上欄に掲げる別表第1の規定中別表第1の3の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

3 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号)第10条に規定する認定事業者に対する別表第1の規定の適用については、別表第1の4の上欄に掲げる別表第1の規定中別表第1の4の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする

(償還方法)

第5条 貸付金の償還は、均等年賦支払の方法(貸付期間が1年以内の貸付金にあっては、一時払いの方法)によるものとする。ただし、繰り上げて償還することを妨げない。

(保証人)

第6条 貸付金の貸付けを受けようとするものは、知事の定めるところにより、保証人を立てなければならない。この場合において、貸付金の貸付けを受けようとするものが第2条第1項第2号に掲げるものであるときは、その構成員のうち、当該借受けによって利益を受ける者(その者が特定されないときは、当該団体の役員)が当該団体の保証人とならなければならない。

2 前項の保証人は、貸付金の貸付けを受けたもの(以下「借受人」という。)と連帯して債務を負担するものとする。

(貸付けの申請)

第7条 貸付金の貸付けを受けようとするものは、別記様式第1号による申請書に別記様式第2号による事業計画書を添えて、知事が別に定める日までに、水産総合センター所長(生活改善資金にあっては、その地域を所管する農林総合事務所長。以下同じ。)を経由して知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定)

第8条 知事は、前条の規定による貸付金の貸付けの申請があったときは、法第8条に規定する貸付けを行う場合に該当するか否かについて審査して、貸付けを行うか否かを決定し、貸し付けることに決定したときはその旨及び貸付金額、償還期限、償還方法その他必要な事項を記載した通知書を、貸し付けないことに決定したときはその旨を記載した通知書を申請者に交付するものとする。

(借用証書の提出)

第9条 前条の貸付を行うことの決定に係る通知書の交付を受けたものは、貸付金の交付を受けようとするときは、別記様式第3号による借用証書を知事に提出しなければならない。

(貸付金の使用の完了期限及び事業実施報告書等の提出)

第10条 借受人は、貸付金の交付後3月(別表第1に規定する漁業経営開始資金に係るものにあつては、6月)以内に貸付金の使用を完了しなければならない。ただし、当該期間内に貸付金の使用を完了することが著しく困難である場合は、知事の承認を受けてその期間を延長することができる。

2 借受人は、貸付金の使用完了後20日以内に別記様式第4号(別表第1に規定する研修教育資金にあつては、別記様式第5号)による事業実施報告書を、水産総合センター所長を経由して知事に提出しなければならない。

3 前項の場合において、借受人が法人格のない団体であるときは、同項の報告書に当該団体の構成員の個人別内訳を明記しなければならない。

4 第2項の場合において、借受人が別表第1に規定する操船作業省力化機器等設置資金、補機関等駆動機器等設置資金、燃料油消費節減機器等設置資金、救命消防設備購入資金、漁船転覆防止機器等設置資金、漁船衝突防止機器等購入等資金、女性・高齢者活動資金又は漁業経営開始資金の貸付けを受けたものであつて、当該貸付けについて、別表第2の上欄に掲げる貸付けの条件の一に該当する条件を付されているものであるときは、同表の中欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる証書等の写しを同項の報告書に添えなければならない。

(支払猶予の申請)

第11条 法第10条の規定により償還金の支払の猶予を受けようとするものは、別記様式第6号による申請書に知事が指定する者の作成した同条に規定する理由があることを証明する書面を添えて、償還期限(分割支払の場合におけるそれぞれの支払期限を含む。)の30日前までに水産総合センター所長を経由して知事に提出しなければならない。

(支払猶予の決定)

第12条 知事は、前条の規定による償還金の支払の猶予の申請があつたときは、法第10条に規定する場合に該当するか否かを審査して、支払の猶予をするか否かを決定し、支払を猶予することに決定したときはその旨及び変更後の償還方法その他必要な事項を記載した通知書を、支払を猶予しないことに決定したときはその旨を記載した通知書を申請者に交付するものとする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の石川県沿岸漁業改善資金貸付規則の規定により貸付けの決定をした貸付金については、なお従前の例による。

別表第1 (第3条、第4条関係)

資金	資金の種類	資金の内容	貸付限度額	償還期間等
経営等改善資金	1 操船作業省力化機器等設置資金(自動操だ装置その他の操船作業を省力化するための機器、設備又は装置(以下「機器等」という。)の設置に必要な資金をいう。)	(1) 自動操だ装置の設置費用 (2) 遠隔操縦装置の設置費用 (3) レーダーの設置費用 (4) 自動航跡記録装置の設置費用 (5) GPS受信機の設置費用 (6) サイドスラスターの設置費用	500万円(自動操だ装置を設置する場合には1台につき100万円、遠隔操縦装置を設置する場合には1台につき50万円、レーダーを設置する場合には1台につき180万円、自動航跡記録装置を設置する場合には1台につき120万円、GPS受信機を設置する場合には1台につき130万円)、サイドスラスターを設置する場合には1台につき400万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)
	2 漁ろう作業省力化機器等設置資金(動力式つり機その他の漁ろう作業を省力化するための機器等の設置に必要な資金をいう。)	(1) 動力式つり機の設置費用 (2) ラインホーラー等の揚縄機の設置費用 (3) ネットホーラー等の揚網機の設置費用 (4) 漁業用ソナーの設置費用 (5) カラー魚群探知機の設置費用 (6) 海水冷却装置の設置費用 (7) 巻取りウインチの設置費用 (8) 放電式集魚灯の設置費用 (9) 漁業用クレーンの設置費用 (10) 海水殺菌装置の設置費用 (11) 漁獲物等処理装置の設置費用 (12) 潮流計の設置費用	500万円(動力式つり機を設置する場合には1セットにつき500万円、ラインホーラー等の揚縄機又はネットホーラー等の揚網機を設置する場合には1台につき120万円、漁業用ソナーを設置する場合には1台につき500万円、カラー魚群探知機を設置する場合には1台につき150万円、海水冷却装置を設置する場合には1台につき180万円、巻取りウインチを設置する場合には1台につき500万円、放電式集魚灯を設置する場合には1セットにつき200万円、漁業用クレーンを設置する場合には1台につき400万円)、海水殺菌装置を設置する場合には1台につき300万円、漁獲物等処理装置又は潮流計を設置する場合には1台につき500万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)
	3 補機関等駆動機器等設置資金(1及び2に規定する機器等を駆動し、又は作動させるための補機関その他の機器等の設置に必要な資金をいう。)	(1) 補機関(動力取り出し装置付き推進機関を含む。以下同じ。)の設置費用 (2) 油圧装置の設置費用	500万円(補機関を設置する場合には1台につき400万円、油圧装置を設置する場合には1台につき500万円)	7年以内(据置期間1年以内を含む。)

資 金	資 金 の 種 類	資 金 の 内 容	貸 付 限 度 額	償 還 期 間 等
	4 燃料油消費節減機器等設置資金（推進機関その他の漁船に設置される機器等であつて、通常の型式のもの又は通常的方式によるものと比較して燃料油の消費が節減されるものの設置に必要な資金をいう。）	（１）漁船用環境高度対応機関の設置費用 （２）定速装置の設置費用 （３）発光ダイオード式集魚灯の設置費用	2,500万円（漁船用環境高度対応機関（プロペラ及びプロペラシャフトを含む。）を設置する場合にあつては1台につき2,400万円、定速装置を設置する場合にあつては1台につき120万円、発光ダイオード式集魚灯を設置する場合にあつては1セットにつき800万円）	7年以内（据置期間1年以内を含む。）
	5 新養殖技術導入資金（農林水産大臣が定める基準に基づき、農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖の技術（以下「養殖技術」という。）又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該養殖技術により水産動植物の養殖を行うのに必要な資金をいう。）	農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入して水産動植物の養殖を行う場合における次に掲げる費用 イ 養殖施設の設置費用 ロ 種苗の購入費用又は生産費用 ハ 餌料の購入費用	400万円（農林水産大臣が定める種類に属する水産動植物の養殖技術又は農林水産大臣が定める養殖技術を導入する場合において、当該技術により水産動植物の養殖を行う者（その者が団体である場合にあつてはその団体を構成する個人、その者が会社である場合にあつてはその会社）1人又は1社につき400万円）	4年以内（据置期間2年以内を含む。）
	6 資源管理型漁業推進資金（農林水産大臣が定める基準に基づき、水産資源の管理に関する取決めに締結して水産資源を合理的かつ総合的に利用する漁業生産方式の導入（当該漁業生産方式の導入と併せ行う水産物の合理的な加工方式の導入を含む。）を行うために必要な機器等の購入又は設置に必要な資金をいう。）	（１）水産資源の管理に関する取決めに基づき、資源管理措置（漁具・漁法の制限、操業時間又は期間の制限、禁漁区域の設定、体長制限等の措置をいう。）を実施するのに必要な改良漁具、漁法転換用漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用 （２）（１）と併せて、低利用・未利用資源の開発・利用措置及び漁獲物の付加価値の向上措置を行う場合における次に掲げる費用 イ 低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具、漁ろう機器等の購入費用又は設置費用	1,200万円	10年以内（据置期間3年以内を含む。）

資 金	資 金 の 種 類	資 金 の 内 容	貸 付 限 度 額	償 還 期 間 等
		ロ 漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための船上活魚装置、蓄養施設等又は加工のための施設（加工機械、選別機、洗浄機、包装機、冷凍冷蔵庫等を含む。）の設置費用		
	7 環境対応型養殖業推進資金（農林水産大臣が定める基準に基づき、漁場の保全に関する取決めを締結して養殖業の生産行程を総合的に改善する漁業生産方式の導入を行うために必要な機器等（資材を含む。）の購入又は設置に必要な資金をいう。）	漁場の保全に関する取組に基づき、養殖密度を適正化し、投餌の内容・量・方法を改善し、及び薬品又は漁網防汚剤の使用を適正化する場合における次に掲げる費用 イ 養殖漁場環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機、自動給餌機、飼料倉庫等の購入費用又は設置費用 ロ 養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な高耐波性いけす、金網いけす、自動網いけす洗浄機、付着物駆除用生物培養器、酸素供給装置、水流発生装置、ばっ気装置等の設置費用 ハ イ又はロに関連して必要な餌料成分分析機、水質・底質測定機、残留検査・肉質検査機器、蓄養施設、医薬品、飼料、水産廃棄物高度処理機、ワクチン注射装置、固形物回収装置、水質ロガー、漁場管理ソフト等の購入費用又は設置費用	2,000万円（漁場環境適正化管理協定に基づく取組にあつては、1,200万円）	10年以内（据置期間3年以内を含む。）

資 金	資 金 の 種 類	資 金 の 内 容	貸 付 限 度 額	償 還 期 間 等
	8 乗組員安全機器等設置資金（漁船に設置される転落防止用手すりその他の漁船の乗組員の生命又は身体の安全を確保するための機器等の設置に必要な資金をいう。）	（１）転落防止用手すりの設置費用 （２）安全カバー装置費用 （３）揚網機安全装置の設置費用	150万円（転落防止用手すり又は安全カバー装置を設置する場合にあっては50万円、揚網機安全装置を設置する場合にあっては40万円）	5年以内（据置期間1年以内を含む。）
	9 救命消防設備購入資金（漁船に備え付けられる救命胴衣その他の救命設備又は消火器その他の消防設備の購入に必要な資金をいう。）	（１）救命胴衣の購入費用 （２）消火器の購入費用 （３）イーパブの購入費用 （４）レーダートランスポンダの購入費用 （５）小型漁船緊急連絡装置	130万円（救命胴衣又は消火器を購入する場合にあっては10万円、イーパブを購入する場合にあっては60万円、レーダートランスポンダを購入する場合にあっては65万円、小型漁船緊急連絡装置を購入する場合にあっては130万円）	第3欄（１）及び（２）については2年以内、同欄（３）から（５）までについては5年以内
	10 漁船転覆防止機器等設置資金（漁獲物の横異動防止装置その他の漁船の転覆又は沈没を防止するための機器等の設置に必要な資金をいう。）	（１）漁獲物の横異動防止装置の設置費用 （２）甲板下の魚槽の設置費用（廃止した甲板上の魚槽に代えて設置するものに限る。）	150万円（漁獲物の横移動防止装置、甲板口のコーミング又は甲板口の閉鎖装置を設置する場合にあっては30万円、甲板上の魚槽を廃し、これに代えて甲板下に魚槽を設置する場合にあっては100万円）	5年以内（据置期間1年以内を含む。）
	11 漁船衝突防止機器等購入等資金（レーダー反射器その他の漁船の衝突を防止するための機器等の購入又は設置に必要な資金をいう。）	（１）レーダー反射器の購入又は設置の費用 （２）無線電話の設置費用	120万円（レーダー反射器又は無線電話を購入し、又は設置する場合において、それぞれにつき40万円）	5年以内
	12 漁具損壊防止機器等購入資金（漁具の標識その他の敷設された漁具の船舶による損壊を防止するための機器等の購入に必要な資金をいう。）	漁具の標識（灯火付きブイ及びレーダー反射器付きブイをいう。）の購入費用	個人にあっては1人につき70万円、団体又は会社にあつては1につき130万円	5年以内

資 金	資 金 の 種 類	資 金 の 内 容	貸 付 限 度 額	償 還 期 間 等
	13 生ガキ殺菌装置設置資金（殺菌灯の照射により、殺菌された海水等で生ガキを洗浄するための装置の設置に必要な資金をいう。）	生ガキ殺菌装置の設置費用	100万円	5年以内（据置期間1年以内を含む。）
	14 カキ貝がら破砕装置購入資金（カキ貝がらを破砕するための装置の購入に必要な資金をいう。）	カキ貝がら破砕装置の購入費用	40万円	5年以内（据置期間1年以内を含む。）
生活改善資金	1 生活合理化設備資金（生活の合理化に資する設備又は装置の設備に必要な資材の購入に必要な資金をいう。）	（1）し尿浄化装置又は改良便その設置に必要な資材の購入費用 （2）自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）の設置に必要な資材の購入費用 （3）太陽熱利用温水装置の設置に必要な資材の購入費用	し尿浄化装置又は改良便そのを設置するのに必要な資材を購入する場合には30万円、自家用給排水施設（動力ポンプを除く。）を設置するのに必要な資材を購入する場合には10万円、太陽熱利用温水装置を設置するのに必要な資材を購入する場合には10万円	し尿浄化装置又は改良便そのを設置するのに必要な資材を購入する場合には3年以内、その他の場合には2年以内
	2 住居利用方式改善資金（家族関係の近代化又は家事労働の合理化を図るために行う居室の独立、台所の改善、その他住居の利用方式の改善に必要な資金をいう。）	（1）居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の改造費用 （2）炊事施設（炊事場、食事室等）の改造費用 （3）衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の改造費用 （4）家事室等（家事室、更衣室、土間等）の改造費用	80万円	7年以内
	3 女性・高齢者活動資金（女性又は高齢者であって、沿岸漁業の従事者又はその家族であるものの活動の場の確保を通じて家族関係の円滑化を図るため、これらのものが共同して行う水産動植物の採捕、養殖、加工その他の生産活動に必要な機器等の設置又は当該機器等を使用して行う当該生産活動に必要な資金をいう。）	（1）機器等（漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器等）の設置費用 （2）機器等を使用して行う生産活動に要する費用（種苗費、餌料費、加工用原材料費、資材費等）	国内研修を受ける場合には1人につき180万円（月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12月を最長とする。）、国外研修を受ける場合には1人につき100万円	国内研修を受ける場合には5年以内（据置期間1年以内を含む。）、国外研修を受ける場合には5年以内（据置期間1年以内を含む。）

資金	資金の種類	資金の内容	貸付限度額	償還期間等
青年漁業者等養成確保資金	1 研修教育資金 (青年漁業者、漁業労働に従事する者その他の漁業を担うべき者が近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術を実地に習得するための研修で、農林水産大臣が定める基準に適合するものを受けるのに必要な資金をいう。)	農林水産大臣が定める基準に適合する研修を受けるのに必要な費用(旅費、教材費、授業料、視察費等)	国内研修を受ける場合にあっては1人につき180万円(月額15万円を限度とし、貸付研修期間は12月を最長とする。)、国外研修を受ける場合にあっては1人につき100万円	国内研修を受ける場合にあっては5年以内(据置期間1年以内を含む。)、国外研修を受ける場合にあっては5年以内(据置期間1年以内を含む。)
	2 高度経営技術習得資金(青年漁業者が行う近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得で、農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な資金をいう。)	経営方法又は技術の習得で農林水産大臣が定める基準に適合するものに必要な費用(パソコン及び関連機器、ソフトウェア、ファクシミリ並びに制御装置(制御用コンピューター及び各種センサー類をいう。以下同じ。))及び関連機器(制御装置と直接連動する部分に限る。)の購入費用等)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき150万円	5年以内
	3 漁業経営開始資金(農林水産大臣が定める基準に基づき、青年漁業者又はその組織する団体が近代的な沿岸漁業の経営を自ら行う場合に当該経営を開始するのに必要な資金をいう。)	農林水産大臣が定める基準に基づき沿岸漁業の経営を開始するのに必要な費用(漁船の建造費用、取得費用又は改造費用、機器又は施設の設置費用、漁具、種苗又は餌料の購入費用等。ただし、農林水産大臣が定める費用を除く。)	青年漁業者1人又は青年漁業者が組織する団体1につき2,000万円。ただし、沿岸漁業者経営改善促進グループ等の場合にあっては5,000万円、一の区分された沿岸漁業部門の経営の開始にあっては800万円	10年以内(据置期間3年以内を含む。)

別表第1の2（第4条の2関係）

経営等改善資金の部1の項第5欄、同部2の項第5欄、同部3の項第5欄及び同部4の項第5欄	7年以内（据置期間1年以内を含む。）	9年以内（据置期間3年以内を含む。）
経営等改善資金の部5の項第5欄	4年以内（据置期間2年以内を含む。）	5年以内（据置期間3年以内を含む。）
経営等改善資金の部6の項第5欄及び同部7の項第5欄	10年以内（据置期間3年以内を含む。）	12年以内（据置期間5年以内を含む。）

別表第1の3（第4条の2関係）

経営等改善資金の部1の項第5欄、同部2の項第5欄、同部3の項第5欄及び同部4の項第5欄	7年以内（据置期間1年以内を含む。）	9年以内（据置期間3年以内を含む。）
経営等改善資金の部5の項第5欄	4年以内（据置期間2年以内を含む。）	5年以内（据置期間3年以内を含む。）
経営等改善資金の部6の項第5欄及び同部7の項第5欄	10年以内（据置期間3年以内を含む。）	12年以内（据置期間5年以内を含む。）

別表第1の4（第4条の2関係）

経営等改善資金の部1の項第5欄、同部2の項第5欄、同部3の項第5欄及び同部4の項第5欄	7年以内（据置期間1年以内を含む。）	9年以内（据置期間1年以内を含む。）
経営等改善資金の部5の項第5欄	4年以内（据置期間2年以内を含む。）	5年以内（据置期間2年以内を含む。）
経営等改善資金の部6の項第5欄及び同部7の項第5欄並びに青年漁業者等養成確保資金の部3の項第5欄	10年以内（据置期間3年以内を含む。）	12年以内（据置期間3年以内を含む。）

別表第2（第10条関係）

貸付けの条件	区 分	証 書 等
<p>1 機器等が船舶安全法（昭和8年法律第11号（第6条第3項の検査（以下「予備検査」という。）を受け、これに合格するか、又は船舶安全法施行規則（昭和38年運輸省令第41号）第65条の3の規定による準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けること。</p>	<p>機器等が予備検査を受け、これに合格したものである場合</p>	<p>船舶安全法第9条第3項の合格証明書</p>
	<p>準備検査を受け、基準に適合していることの確認を受けた場合</p>	<p>船舶安全法施行規則第65条の3第4項の規定による準備検査成績通知書</p>
<p>2 船舶安全法第5条第1項の定期検査、中間検査又は臨時検査を受け、これに合格すること。</p>	<p>定期検査を受け、これに合格した場合</p>	<p>船舶安全法第9条第1項の船舶検査証書又は船舶安全法施行規則第46条の船舶検査手帳</p>
	<p>中間検査又は臨時検査を受け、これに合格した場合</p>	<p>船舶安全法施行規則第46条の船舶検査手帳</p>
<p>3 機器等が船舶安全法第6条の4第1項の型式承認を受け、同項の検査に合格したものであること。</p>	<p>機器等が型式承認を受け、検定に合格したものである場合</p>	<p>船舶安全法第9条第4項の合格証明書</p>

別記様式第1号(第7条関係)

沿岸漁業改善資金貸付申請書

沿岸漁業改善資金貸付規則第7条の規定により、次のとおり沿岸漁業改善資金(資金)の貸付けを受けたいので申請します。

年 月 日

石川県知事 殿

郵便番号 電話番号

住 所

氏名又は名称及び代表者名

漁業協同組合名	※	年 月 日	番号
受付農林総合事務所 (生活改善資金の場合に限る。)	※	年 月 日	番号
受理事務所	石川県水産総合センター	年 月 日	番号

資金名	資金の種類	償還期間	据置期間	資金交付希望日	借り受けようとする 借事業費及び申請額		
					事業量	事業費	申請額
		年	年	月 日		千円	千円

連帯債務者	住 所	氏 名	職 業	申請者との関係

連帯保証人	住 所	氏 名	職 業	申請者との関係

償 還 計 画										
1 年 目		2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
月 日	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額	償還額
事務委託機関						漁業協同組合名				

申 請 者 の 概 要	
申請者の氏名又は名称	
事業開始の時期	
事業の概要	
資本金の額又は出資の総額	
常時使用する従業者数	

- (注) 1 金額を記入する欄に「千円」の表示のあるものについては、千円未満の端数は切り捨てて記入すること(以下同じ)。
- 2 ※の欄は、申請者が記入する必要はありません。

別記様式第2号(第7条関係)

その1(経営等改善資金のうち新養殖技術導入資金、資源管理型漁業推進資金及び環境対応型養殖業推進資金以外の資金の場合)

事業計画書

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台(セット)数	単価		
			円	千円	千円

2 設置計画

資金の種類	機器等の種類名称	メーカー型式名称	メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	員数	装備する船	購入又は設置の予定時期
						登録番号 船名 総トン数 漁業種類 進水年月日 所有者氏名	

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

(注) 購入設置する機器等のカタログ、取扱書若しくは設計図又はこれらの写し及び別紙の収支計画を添付すること。

その2(新養殖技術導入資金の場合)

事業計画書

1 総括表

申請者				購入設置費		①+②+③+④ 千円	
養殖水産動植物の種類				申請額		千円	
内 訳	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置の時期	
				円	千円 ①	年 月 日～年 月 日	
	種苗の購入	種苗の 大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円 ②	年 月 日	
	種苗の生産	費	費	費	費	合計	生産数量
千円		千円	千円	千円	千円 ③		年 月～年 月
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
		kg	円	千円 ④	年 月 日		
その他							
養殖技術の内容							
経営の概況	現在						
	今後						

- (注) 1 「養殖技術の内容」の欄には、新品種養殖技術、沈下式(又は浮沈式)養殖技術、淡水魚の海水馴化養殖技術、移動式小割り式養殖技術その他の養殖技術のいずれかを記入すること。
- 2 「経営の概況」の欄には、基幹的な漁業種類、使用漁船の総トン数別の隻数、養殖水産動植物の種類、養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数、養殖期間等及び年間生産量、生産金額、漁業所得等を記入すること。

2 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

(注) 別紙の収支計画を添付すること。

その3(資源管理型漁業推進資金の場合)

事業計画書

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費	申請額
	種類名称	台数	単価		
			円	千円	千円

2 実施計画

(1) 資源管理措置

ア 資源管理の内容

資源管理対象漁場	
管理対象水産資源	
管理対象漁業種類	
資源管理の実施者	
水産資源の管理の方法	
取決めの有効期間	
取決めに違反した場合の措置	
その他	

イ 資源管理措置に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期	装備する船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(2) 低利用・未利用資源の開発・利用

ア 低利用・未利用資源の開発・利用の内容

低利用・未利用魚種		漁獲時期	月～ 月
開発・利用の方法			

イ 低利用・未利用資源の開発・利用に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期	装備する船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

(3) 付加価値向上措置

ア 活魚出荷を行う場合

(ア) 活魚出荷の内容

対象魚種		活魚出荷量	年間 t
活魚出荷の方法			

(イ) 活魚出荷に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの			
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期	装備する船
						登録番号 船名 総トン数 進水年月日 所有者氏名

イ 加工を行う場合

(ア) 加工の内容

対 象 魚 種		加 工 量 (原料魚)	年 間 t
加 工 の 方 法			

(イ) 加工に必要な機器等

種 類	名 称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内 容	購入又は設置の予定時期

3 資金計画

購 入 設 置 費	資 金 調 達 方 法		
	沿岸漁業改善資金	自 己 資 金	そ の 他
千円	千円	千円	千円

(注) 資源管理に関する取決めの写し及び別紙の収支計画を添付すること。

その4(環境対応型養殖業推進資金の場合)

事業計画書

1 総括表

申請者	購入設置する機器等			購入設置費 千円	申請額 千円
	種類名称	台数	単価 円		

2 実施計画

(1) 養殖漁場環境適正化管理の内容

環境適正化管理対象漁場	
管理対象養殖魚種	
環境適正化管理の実施者	
環境適正化管理の方法	
管理協定の有効期間	
管理協定に違反した場合の措置	
その他	

(2) 養殖漁場環境の悪化防止措置

ア 投餌^じの内容・量・方法の改善の内容

現在の投餌 ^じ の状況	
改善後の投餌 ^じ の状況	

イ 投餌^じの内容・量・方法の改善に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置 予定、保有済 み、共同利用 の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称 及び施工者名称	機器等の 内容	購入又は設置 の予定時期

(3) 養殖魚の安全性の確保措置

ア 薬品又は漁網防汚剤の使用適正化の内容

現在の使用状況	
改善後の使用状況	

イ 薬品又は漁網防汚剤の使用適正化に必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

(4) (2)及び(3)に関連して必要な機器等

種類	名称	購入又は設置予定、保有済み、共同利用の別	左のうち購入又は設置予定のもの		
			メーカー名称及び施工者名称	機器等の内容	購入又は設置の予定時期

3 資金計画

購入設置費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

(注) 養殖漁場環境適正化管理協定の写し及び別紙の収支計画を添付すること。

その5(生活合理化設備資金及び住居利用方式改善資金の場合)

事業計画書

1 総括表

申請人	住所			氏名	年齢	性別	申請者との続き柄	職業
	氏名	年齢(歳)	世帯主との続き柄					
経営の概況				家				
				族				
				構				
				成				

(注) 「経営の概況」の欄には、基幹的な漁業種類、漁船漁業にあつては、使用漁船の総トン数別の隻数、定置網の統数、養殖業にあつては養殖種類ごとの養殖方法別の施設数、経営面積、養殖尾数等並びに年間生産量、生産金額、当該世帯の漁業所得及びその総所得に対する割合等を簡潔に記入すること。

2 事業計画

事業の種類及び種目		改善を必要とする理由	
生活合理化設備資金	住居利用方式改善資金	施行予定	
		着工	年 月 日
		竣工	年 月 日
工事内容		資材購入費	千円
		工事費	千円
		合計	千円

- (注) 1 「事業の種類及び種目」の欄には、石川県沿岸漁業改善資金貸付規則で定めるもののうち、本資金の貸付けを受けようとするもの(例えば、し尿浄化装置など)を記入すること。
- 2 「住居利用方式改善資金」の欄には、改善箇所の名称(例えば、居室、炊事施設など)を具体的に記入し、改善箇所が2以上ある場合は、その主要なものに◎を付けること。
- 3 「工事内容」の欄には、面積、構造、仕上げの種類、数等を記入すること。

3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	千円

(注) 「備考」の欄には、過去における住宅金融公庫資金の借入れの有無等を記入すること。

4 農林総合事務所長の意見

- (1) 借入れに当たり事前指導を受けているか [いる、いない]
- (2) 借入れ後の生活指導について [一般指導でよい、特別指導を要する]
- (3) 当該事業が当該地域にもたらす波及的効果 [大、普通、少ない]
- (4) 事業内容の適否 [適、否]
- (5) その他

総合判定	適	否
------	---	---

年 月 日

農林総合事務所長



その6(女性・高齢者活動資金の場合)

事業計画書

1 総括表

申請主体の名称	代表者の氏名	参加人員		
		総計	男	女
		人	人	人
申請主体の概況				

(注) 構成員の年齢構成については、申請主体の概況欄に記入すること。

2 事業計画


貸付対象活動の態様及び内容	事業実施に必要な経費			
	機器、設備、材料等	員数	単価	金額
活動の態様			円	千円
活動の内容及び方法				
	計			

(注) 活動の態様は、例えば「まだい養殖」、「うに加工」というように記入すること。

3 資金計画

総事業費	資金調達方法			備考
	沿岸漁業 改善資金	自己資金	その他	
千円	千円	千円	千円	

4 農林総合事務所長の意見

(1) 借入れに当たり事前指導を受けているか [いる、いない] (2) 借入れ後の生活指導について [一般指導でよい、特別指導を要する] (3) 当該事業が当該地域にもたらす波及的効果 [大、普通、少ない] (4) 事業内容の適否 [適、否] (5) その他 年 月 日	農林総合事務所長 
--	--

5 石川県水産総合センター所長の意見

<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>総合判定</td> <td>適</td> <td>否</td> </tr> </table> 年 月 日	総合判定	適	否	水産業改良普及所長 
総合判定	適	否		

その7(研修教育資金の場合)

事業計画書

1 総括表

申請者		自ら研修を受ける者又は使用主の別	
申請額	人 千円		
研修を受ける機関名又は漁家名(国外研修にあつては、派遣機関名)			
上記の機関等の所在地(住所)(国外研修にあつては、研修を受ける国)			
研修の名称(研修コース名)	教育・試験研究機関等研修 海外研修 漁家研修 資格取得講習 (研修コース名)		
研修期間	年 月 日～ 年 月 日(日間)		

2 従業者の技能改善及び資格取得計画(使用主)

	現況	過去3 年度の 実績	将来計画			
	(年月日)		年度	年度	年度	計
従業者数	人	人	人	人	人	人
研修機関(部門)						
研修人員						
研修機関(部門)						
研修人員						
研修人員 計						

(注) 将来計画の欄には、3年度について記載すること。

その8(高度経営技術習得資金の場合)

事業計画書

1 総括表

申請者	購入する機器等			購入費	申請額
	種類及び 名称	台数	単価		
			円	千円	千円

2 導入する機器の利用計画

導入する機器の 利用計画	
-----------------	--

3 資金計画

購入費	資金調達方法		
	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
千円	千円	千円	千円

その9(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金以外の資金で漁船漁業を開始する場合)

事業計画書

1 総括表

申請者				購入設置費	千円		
開始する漁業の種類				申請額	千円		
内 訳	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得、改造の別	トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期		
			t PS	千円	年 月 日 ～ 年 月 日		
	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置の時期	
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置の時期	
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年 月 日	
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	申請者との 続柄	年齢	住所	漁業従事日数 (予定)	漁業従事内容 (予定)	備考
	本人					

(注) 備考の欄には、学歴、職歴、漁業関係研修受講歴等を記入すること。

(3) 年間経営計画

漁業の種類	対象魚種	期間	使用漁船トン数	漁獲量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画
					千円	
合計						

(注) 各欄は、漁業の種類及び対象魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の種類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目		千円	千円	千円	千円
2年目					
3年目					
合計					

(注) 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 別紙の収支計画を添付すること。

3 経営の基本方針(将来構想を含む。)

(注) この資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

その10(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金以外の資金で養殖業を開始する場合)

事業計画書

1 総括表

申請者				購入設置費	千円		
養殖水産動植物の種類				申請額	千円		
内 訳	漁船の建造、取得又は改造	建造、取得、改造の別	トン数 馬力数	金額	建造、取得又は改造の時期		
			t PS	千円	年 月 日 ～ 年 月 日		
	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置の時期	
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
	種苗の購入	種苗の 大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円	年 月 日	
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
			円	千円	年 月 日		
その他							

2 漁業経営開始計画

(1) 漁業経営開始の動機

(2) 家族構成と労働力

氏名	申請者との 続き柄	年齢	住所	漁業従 事日数 (予定)	漁業従 事内容 (予定)	備考
	本人					

(注) 備考の欄には、学歴、職歴、漁業関係研修受講歴等を記入すること。

(3) 年間経営計画

養殖魚種	養殖方式	期 間	養殖規模	生 産 量	販売金額	左の経営内容に達するまでの年次計画
					千円	
合 計						

(注) 各欄は、養殖魚種ごとに記入すること。

(4) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機 器 等 の 種 類	金 額	沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
1年目		千円	千円	千円	千円
2年目					
3年目					
合 計					

(注) 1 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

2 別紙の収支計画を添付すること。

3 経営の基本方針(将来構想を含む。)

(注) この資金により漁業経営の基礎を形成し、一定の所得が得られるようになった後、どのように漁業経営を発展させていくかについて、できる限り具体的に記入すること。

その11(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金で漁船漁業を開始する場合)

事業計画書

1 総括表

申請者				購入設置費		千円	
開始する漁業の種類				申請額		千円	
内	漁船の改造	トン数		金額		改造の時期	
		馬力		千円		年月日 ～年月日	
内	漁具の購入	漁具の名称 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置の時期	
				円	千円	年月日 ～年月日	
内	機器等(漁具を除く。)の購入	機器等の名称	数量	単価	金額	購入又は設置の時期	
				円	千円	年月日 ～年月日	
内	餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年月日	
内	燃料の購入	燃料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先
				円	千円	年月日	
その他							

2 自家経営の概要

申請者の年齢	歳	申請者の経営主との続柄	
経営主の氏名		経営主の年齢	歳
経営主の住所			

経営主の概況	経営規模及び販売金額				所得	
	漁業の種類	使用漁船トン数	漁獲漁	販売金額	漁業所得	千円
				千円	漁業外所得	千円
	計				計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の年間計画内容

漁業の種類	対象魚種	期 間	使用漁船 ト ン 数	漁 獲 量	販売金額 千円
合 計					

(注) 各欄は、漁業の種類及び対象魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

年 次	事 業 内 容		資 金 調 達 方 法		
	機 器 等 種 類	金 額	沿 岸 漁 業 改 善 資 金	自 己 資 金	そ の 他
1年目		千円	千円	千円	千円
2年目					
3年目					
合 計					

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

その12(漁業経営開始資金のうち部門経営開始資金で養殖業を開始する場合)

事業計画書

1 総括表

申請者				購入設置費	千円		
養殖水産動植物の種類				申請額	千円		
内 訳	漁船の改造	トン数	数量	金額		改造の時期 年 月 日 ～ 年 月 日	
		馬力		t PS	千円		
	養殖施設の内容	施設名 (メーカー名)	数量	単価	金額	購入又は設置の時期	
				円	千円	年 月 日 ～ 年 月 日	
	種苗の購入	種苗の 大きさ	数量	単価	金額	購入時期	購入先
		cm		円	千円	年 月 日	
餌料の購入	餌料の種類	数量	単価	金額	購入時期	購入先	
			円	千円	年 月 日		
その他							

2 自家経営の概要

申請者の年齢	歳	申請者の経営主 との続柄	
経営主の氏名		経営主の年齢	歳
経営主の住所			

経営主の 経営概況	養殖規模及び販売金額					所得	
	養殖 魚種	養殖 方式	養殖 規模	生産量	販売 金額	漁業所得	千円
					千円		
	計					計	

3 漁業経営開始計画

(1) 開始しようとする部門経営の計画の概要と将来の構想

(2) 部門経営の年間計画内容

養殖魚種	養殖方式	期間	養殖規模	生産量	販売金額
					千円
合計					

(注) 各欄は、養殖魚種ごとに記入すること。

(3) 資金計画

年次	事業内容		資金調達方法		
	機器等の類	金額	沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
1年目		千円	千円	千円	千円
2年目					
3年目					
合計					

(注) 2年目以降は、年次計画で機器等を整備する場合に記入すること。

(別紙)
収支計画

		最近1年間 (年度)	今 後 の 予 想			
			年度	年度	年度	
漁 業 部 門	収入	販 売 高	千円	千円	千円	千円
		合 計(A)	千円	千円	千円	千円
	支出	販 売 手 数 料	千円	千円	千円	千円
		燃 料 費				
		漁 具 費				
		食 料 費				
		種 苗 費				
		餌 料 費				
		氷 箱 代				
		加 工 資 材 費				
修 理 費						
消 耗 品 費						
乗 組 員 等 給 与						
乗 組 員 等 保 険 料						
漁 船 保 険 料						
営 業 費						
公 租 公 課						
減 価 償 却 費						
沿 岸 漁 業 改 善 資 金 償 還 金						
そ の 他						
	合 計(B)	千円	千円	千円	千円	
	差 引 き 損 益 (A—B=C)	千円	千円	千円	千円	
漁 業 以 外 の 事 業	収 入	千円	千円	千円	千円	
	支 出 (う ち 減 価 償 却) 差 引 き 損 益 (D)					
営 業 外 の 収 支	営 業 外 収 入	千円	千円	千円	千円	
	営 業 外 支 出 (う ち 借 入 金 利 息) 差 引 き 営 業 外 損 益 (E)					
経 常 損 益 (C+D+E)		千円	千円	千円	千円	

別記様式第3号（第9条関係）

（ ）漁業協同組合受付		年 月 日
事務委託機関受付		年 月 日
石 川 県 受付		年 月 日
貸付決定	番 号	第 号
	年月日	年 月 日

沿岸漁業改善資金借用証書

資 金		資金の種類	
借受人の氏名又は名称		住 所	
借 入 金 額	償還期日及び償還額	第1回 年 月 日 千円	第6回 年 月 日 千円
千円		第2回 年 月 日 千円	第7回 年 月 日 千円
償 還 期 限		第3回 年 月 日 千円	第8回 年 月 日 千円
年 月 日		第4回 年 月 日 千円	第9回 年 月 日 千円
		第5回 年 月 日 千円	第10回 年 月 日 千円

本日、上記のとおり沿岸漁業改善資金を借用しました。ついては、石川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、借入金の償還は、支払期日に相違なく実行することを確約します。

年 月 日

石川県知事 殿

(債務者) 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名
(連帯債務者) 住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

上記資金の借受けにつき、下名は、石川県沿岸漁業改善資金貸付規則及び裏面特約条項承知の上、債務者と連帯の責めに任じます。

(連帯保証人)

氏 名	印	住 所

沿岸漁業改善資金借用証書特約条項

(期限前償還)

第1条 沿岸漁業改善資金の貸付けを受けたもの（以下「乙」という。）は、石川県（以下「甲」という。）が次の各号の一に該当すると認め、期限前償還の請求をした場合には、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

(1) 乙が借入金を借用証書に記載した借入金の用途以外の目的に使用し、又は事業実施期間経過後長期にわたり使用しないとき。

(2) 乙がこの資金の借入れに際し、又は借入れ後借入金の全部を弁済するまでの間において、甲に対して虚偽の申請若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠ったとき。

(3) 乙が石川県沿岸漁業改善資金貸付規則及びこの契約又はこれらに基づく義務の履行を怠ったとき。

(4) その他甲が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第2条 乙が借入金の全部又は一部の繰上償還を行う旨を届け出たときは、乙は償還期限にかかわらず直ちに弁済しなければならない。

(弁済の充当)

第3条 乙及び連帯保証人は、弁済充当の指定権が甲にあることを承認する。

(違約金)

第4条 乙は、弁済期限又は期限前償還を要求された場合の甲の指定する期日に償還金の支払をしないときは、当該期日の翌日から支払の日までの期間について、支払うべき金額に対し年12.25パーセントの割合で計算した違約金を甲に支払わなければならない。

(保証人の追加等)

第5条 乙は、甲が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応じるものとする。

2 甲は、連帯保証人の変更に関し、乙から請求があり、適当と認めるときはこれに応じるものとする。

沿岸漁業改善資金借受け事業実施報告書

年 月 日

石川県知事 殿

(経由)

漁業協同組合名	
農林総合事務所名 (生活改善資金の場合に限る。)	
石川県水産総合センター	

郵便番号 電話番号

借受人住所

氏名又は名称
及び代表者名

先に借り受けた沿岸漁業改善資金（経営等改善資金、生活改善資金、青年漁業者等養成確保資金）については、下記のとおり事業を完了したので報告します。

記

1 借受け状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受け年月日	資金の種類	借受け金額
年 月 日	第 年度 号	年 月 日		千円

2 事業実施状況

事業着工年月日		年 月 日		事業完了年月日		年 月 日		事業実施場所	
事業計画				事業実績				計画と実績との相違点とその理由	
事業名	数量	単価	金額	事業名	数量	単価	支払金額	領収書番号	
計				計					

(注) 1 事業実施場所の欄は、借受人の住所以外の場所で事業を実施したときに記入すること。

2 事業計画の欄には、申請時の事業計画について変更の承認を得たときは、変更後の計画を記入すること。

3 事業名の欄には、貸付対象機器等を詳細に記入すること。また、領収書の写しを添付すること。

3 資金調達の実績

	総事業費	資金調達区分		
		沿岸漁業改善資金	自己資金	その他
申請計画実績	円	円	円	円

(注) 借受けが共同の場合には、個人別明細表を添付すること。

4 事業費等の確認

貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過
確認の証明	<p>上記のとおり相違ないことを証明します。</p> <p>年 月 日</p> <p>確認した機関名 (責任者)</p>			

研修終了（事業実施）報告書

年 月 日

石川県知事 殿

（経由）

漁業協同組合名	
石川県水産総合センター	

郵便番号 電話番号
住 所
氏名又は名称
及び代表者名

先に借り受けた研修教育資金に係る研修は、下記のとおり終了したので報告します。

記

1 借受け状況及び研修状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	借受け年月日	借受け金額	研修の名称	研修期間
年 月 日	第 号	年 月 日	千円		年 月 日から 年 月 日まで

2 研修の内容及び成果

研修の内容	
研修の成果	

（注）この表は、国内研修の場合は、記入を要しない。

3 研修費使用状況

借 受 け 金 額 A	研 修 に 要 し た 額 B	残 額 A - B	繰 上 償 還 額
千円	千円	千円	千円

4 研修終了証明

年 月 日	研修機関等の代表者等の氏名
-------	---------------

5 石川県水産総合センター所長の証明

沿岸漁業就業の有無	今 後 の 指 導 援 助 事 項
年 月 日	石川県水産総合センター所長 印

（ ） 漁業協同組合受付	年 月 日
農 林 総 合 事 務 所 受 理 （生活改善資金の場合に限る）	年 月 日
水 産 総 合 セ ン タ ー 受 理	年 月 日

沿岸漁業改善資金支払猶予申請書

年 月 日

石川県知事 殿

郵便番号 電話番号
住 所
氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日付け貸付決定（貸付決定番号第 号）で沿岸漁業改善資金を借り受けましたが、下記のとおり支払の猶予を受けたいので申請します。

記

資 金	資金の種類		
借受人の氏名又は名称			
借 受 け 金 額			
当 初 の 償 還 方 法	償 還 期 日		金 額
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	償 還 期 日		金 額
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
変 更 理 由			

- (注) 1 変更理由の欄には、災害、疾病、負傷、盗難等による状況を記入すること。
2 それぞれの事由に応じた知事が指定する者の証明書等を申請書に添付すること。

